

# 〇一関工業高等専門学校における文部科学省電子入札システム運用規則

(平成20年7月31日全部改正)

一関工業高等専門学校における文部科学省電子入札システムの運用規則(平成18年9月20日制定)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 一関工業高等専門学校における文部科学省電子入札システムの運用に関してはこの規則の定めるところによる。

(利用規程)

第2条 文部科学省電子入札システム利用規程(発注者用)を準用するものとする。

(運用基準)

第3条 文部科学省電子入札システム運用基準を準用するものとする。

(官職規則)

第4条 一関工業高等専門学校電子入札システム官職規則によるものとする。

(担当の指定)

第5条 各官職証明書の担当を次のとおりとする。ただし、各担当が都合により入札に出席できない場合には、各担当が指名する者に委任することができる。

- |           |         |
|-----------|---------|
| 一 契約担当    | 事務部長    |
| 二 執行・登録担当 | 総務課長    |
| 三 立会担当    | 総務課財務係長 |

(適用範囲)

第6条 適用の範囲は、一関工業高等専門学校における入札のうち、以下の事項に該当するものとする。

- 一 工事
- 二 設計・コンサルティング業務

(事務及び操作)

第7条 本システムに関する事務及び操作については、各担当の指示及び確認に基づき、執行者が指名する者が行うことができるものとする。

(その他)

第8条 その他、運用に関する事項に関しては、第2条及び第3条の範囲内で総務課において必要に応じて決定するものとする。

附 則（平成20年7月31日規則第9号）  
この規則は、平成20年9月1日から施行する。